

# 北海道認知症ケア専門士会会則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、「北海道認知症ケア専門士会」と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、認知症ケアに対する優れた学識と高度の技能、および倫理観を備えた認知症ケア専門士を養成するとともに、各地域における認知症ケアの知識及び技術の向上ならびに保健・福祉に貢献することを目的とする。

### (組 織)

第3条 本会は、原則として北海道に勤務または在住し、学会および本会の趣旨に賛同する認知症ケア専門士（以下、専門士）で組織するものとする。

### (事 業)

第4条 本会は、第2条に定める目的を達成するために、いかに掲げる条件および事業内容を遵守し、活動するものとする。

#### 1) 結成条件

- ① 営利を目的とした活動を行わない。
- ② 本会は、当該地の学会地域部会と連携し、活動するものとする。

#### 2) 事業内容

- ① 認知症ケア専門士の知識および技術の研鑽に関する事業
- ② 認知症ケアを必要とする地域住民の生活を支援する事業
- ③ 地域住民の認知症ケアに関する知識および技術の普及・啓発に関する事業
- ④ その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (入 会)

第5条 本会に入会を希望するものは、所定の手続を経て本会に申し込み、理事会の承認を得なければならない。

### (会 費)

第6条 会費規則については別途定めるものとする。

### (退 会)

第7条 会員が退会を希望するときは、退会届の提出をもって退会することができる。

### (除 名)

第8条 以下のいずれかに該当する行為があったときは、理事会に諮り会員を除名することができる。

- ① 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき。
- ② 会費を2年以上滞納したとき。

### 第3章 役員及び顧問

#### (種別)

第9条 本会の役員構成は以下のとおりとする。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 理事 若干名
- ④ 監事 2名
- ⑤ 事務局長 1名

#### (選出)

第10条 本会の役員選出は以下のとおりとする。

- ① 理事および監事は、別に定める規程により、会員のなかから選出される。
- ② 会長・副会長・監事は理事のなかから互選により選出される。
- ③ 事務局長は、会長が指名する。

#### (任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

#### (顧問)

第12条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会で意見を述べるすることができる。

### 第4章 会議

#### (種別)

第13条 本会は以下の会議を開催する。

- ① 総会
- ② 理事会

#### (総会招集)

第14条 総会は毎年1回会長が招集する。

- 2 総会は、出席者を持って成立とする。

#### (理事会招集)

第15条 理事会は年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合には、臨時理事会を招集することができる。

#### 付則

- (1) 会則の変更は総会の決議による。
- (2) 本則に定めのない事項に関しては、理事会において定める。
- (3) 事務局は特別養護老人ホーム幸楽園内に設置する。

#### 付則

本会則は、平成26年12月3日から施行する。

#### 付則

本会則は、平成27年3月14日から施行する。

## 北海道認知症ケア専門士会 会費規則

北海道認知症ケア専門士会は、会費について次の通り定める。

- 1) 当会の目的及び事業を達成するために必要な経費として、年会費を徴収する。
- 2) 年会費については、理事会により適切な金額を定め、総会により会員の承諾を得るものとする。
- 3) 年会費は、専門士1名につき2,000円とする。
  - ① 途中入会（10月以降入会した場合）は、年会費を半額とする。
- 4) 会員は、毎年5月に会費を納入するものとし、2年以上の滞納をもって会員としての資格を喪失するものとする。

### 附則

この規則は、平成26年12月3日より施行する。